

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第1回） 議事要旨

1. 日時

令和3年11月8日（月）10時00分～11時58分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本龍彦構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

金子総務大臣、中西総務副大臣、渡辺総務大臣政務官、竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室長、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）金子総務大臣挨拶

金子総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【金子総務大臣】

総務大臣の金子恭之でございます。

本日は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第1回会合に御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

また、座長をお願いいたしました三友先生をはじめ、構成員の皆様におかれましては、御多忙の中、参加を御快諾いただき、御礼申し上げます。

現在、視聴者のテレビ離れやインターネットによる動画視聴の進展など、放送を取り巻く環境は急速に変化しており、時代の要請に応じていくため、既存の枠組みにとらわれない変革が求められ

ております。

特に、地上テレビ放送については、地方部において従来の放送ネットワークインフラの維持が困難な状況にあり、早急な対応が必要でございます。

また、一部の事業者で取組が始まっております放送コンテンツのインターネット配信も、さらに進めていく必要があります。

一方で、放送は災害時の重要な情報伝達手段となっているなど、その社会的役割については引き続き堅持していく必要があります。

私の地元でも、平成28年の熊本地震や、昨年7月には球磨川が氾濫いたしまして、甚大な被害をもたらした豪雨災害が発生いたしました。このときにも役立ったのがテレビやラジオの放送でありました。

本検討会において、デジタル時代において引き続き放送が果たすべき社会的意義・役割とは何かについて御議論いただき、時代の変化に対応した放送の将来像はどうあるべきか、そのビジョンを関係者で共有した上で、放送制度もそれに沿ったものにしていくことが必要であると考えております。

構成員の皆様におかれましては、優れた御知見や御経験をお持ちの方ばかりであると伺っており、本検討会におきましても、ぜひ有意義な御議論を賜りたく存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 中西総務副大臣挨拶

中西総務副大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【中西総務副大臣】

総務副大臣を拝命しております中西祐介でございます。

本日は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会第1回に、御出席いただきまして、皆さん、誠にありがとうございます。

また、今回座長をお願いいたしました三友先生、どうぞよろしくお願いいたします。構成員の先生方におかれましても、大変御多用な中、御参加に快諾を頂きまして、心から感謝申し上げます。

デジタル時代における、ウェブ会議ということもだんだん定着をしております。今後ともオンラインを十分活用いただきながら、ぜひ御参加、御検討いただければと思います。

さて、皆様御承知のとおり、通信・放送分野につきましては、技術革新が非常に速い分野でございます。この技術革新に伴いまして、利用者のニーズが時代とともに変化をしているというのが実情でございます。

ブロードバンドインフラ、またスマートフォン等の端末が急速に普及しておりまして、利用者は、

時間や場所の制約なく、様々な情報に対してアクセスする、また受け取ることができるということが可能になっております。

こうした変化を背景に、私は、放送がこれまでの枠にとらわれていては視聴者の様々なニーズに応えることができない、もうそういう風な時代になってきているのではないかという問題認識を持っておるところであります。

例えば、今、全国津々浦々に張り巡らされております放送のネットワークインフラについても、やはり時代の変化を見据えて、効率的なコスト構造への転換を図っていく、そういう検討を重ねる必要があるのではないかと考えています。

また、例えば、放送コンテンツのインターネット配信については、現在、TVerであるとかNHK+、そのような取組が進められておりますけれども、今後さらに若い世代、あるいは新しいニーズに対して、どうこれらを推進させるか、また、若者を含めた多くの国民の皆さんにどのようにリーチを拡大していくのか、こういうことが一つ大きなテーマになるのではないかと考えています。

構成員の先生方には、このような時代を考える上で非常に重要なテーマにつきまして、忌憚のない御意見、御議論を頂き、その上で、デジタル時代における新しい放送の将来像というものをお示ししていただきたいと考えております。

これからお世話になりますけれども、先生方、どうぞよろしく願いいたします。
ありがとうございます。

(3) 渡辺総務大臣政務官挨拶

渡辺総務大臣政務官より次のとおり挨拶が行われた。

【渡辺総務大臣政務官】

御紹介いただきました、政務官を拝命しました渡辺と申します。

今回、岸田総理の下、デジタル田園都市構想という柱を掲げております。

私としては、情報通信機器の進化によって、世の中がどう変わっていくのかというのを非常に興味深く勉強させていただいておりますが、なかなか自分の知識が不足して、ついていけないというのが現状でございます。北海道の田舎にいますと、やはり高齢者の方々、これは高齢化が進展していく中ですが、彼らがこの新しい波にしっかりと乗れるかというのは、地域によっては非常に大きな課題になっております。

一方、北海道にもローカル局は多々ありますけれども、やはり時代の流れとともに、ローカル局の在り方というのが、非常に当事者も困惑して、今後どうすべきか、実際悩んでいるようでもございます。

今回、この会議に出席させていただくチャンスを頂いたので、しっかり勉強させていただきなが

ら、これからの日本の情報通信の在り方、あるいは、放送、ローカル局の在り方について、いろんな視点から皆さんの意見をお伺いして、ぜひ日本全国がこの流れに乗れるような、そんな会議の一翼を担えればよいなと思っておりますので、御指導よろしくお願い申し上げます。

(4) 議題(1)「開催要綱の確認等」

事務局（飯倉放送政策課長）より、資料1-2「「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の概要」に基づき、開催要綱の概要が説明された後、三友座長から、資料1-1「「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」開催要綱」に基づき、伊東構成員が座長代理に指名された。

(5) 議題(2)「放送を巡る現状」

事務局から、資料1-3「放送を巡る現状」に基づき、説明が行われた。

(6) 議題(3)「構成員からのプレゼンテーション」

奥構成員から、資料1-4「テレビ視聴環境の現状と課題」に基づき、説明が行われた。

(7) 議題(4)「放送の将来像と制度の在り方に関する論点案等」

事務局から、資料1-5「放送の将来像と制度の在り方に関する論点(案)」及び資料1-6「スケジュール(案)」に基づき、説明が行われた。

(8) 議題(5)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【三友座長】

あくまでも個人的な見解を述べたいと思います。

本日の発表資料の1-3の12ページに国交省の資料がございましたが、今後、急速に人口減少が進む我が国におきまして、特に地方において居住地域における人口の減少は人口の減少率以上に影響が大きくて、非常に深刻であると理解します。さらに、ネット技術の変化や視聴環境・方法の変化、競争的なコンテンツの多様化など、放送を巡る環境は大きく変わっています。このタイミングで放送制度の在り方について検討を行うことは、大変時宜にかなっているのではないかと考えます。皆様の御理解と御協力を切に願う次第でございます。

その上で、私から3点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、人口減少時代における地域放送の多様性をいかに維持するかという点です。別の表現を使えば、放送における協調領域と競争領域の再定義が必要なのではないかということです。少なくとも地域社会がシュリンクしている中で、放送の多様性を維持するために、関連主体すべてにとってウィンウィンの状況をつくるのは難しいかもしれません。だからといって、誰かに負担を押しつけて済むものでもないと考えております。ある程度痛みを分かち合わないと、地域における放送の多様性は維持できないかもしれません。ソフトランディングを志向するのか、あるいは、結果的にハードランディングになるのか。まだ余力のある今のうちに検討することが重要であると思っております。

地方においては通信も同じ状況でありまして、今、総務省においてブロードバンドユニバの議論が始まっているところでございます。ただし、通信におけるユニバのように、国民に追加の負担を求めるといことはなかなか理解されにくいとも思います。放送の多様性を失わないようにするにはどうしたらいいかということを実際に検討すべきであると考えます。

2点目には、1点目と関連しまして、放送と通信の連携という点でございます。既に多くの方がおっしゃっていますように、視聴環境の変化に合わせて、多様な受信方法を認めるべきというニーズがございます。その意味におきまして、放送のインターネット配信は重要な検討課題だと認識しておりますけれども、すぐに全国レベルでそれを実現することは難しいと思われまます。しかし、総務省において別途検討が進められている、条件不利地域における光ファイバによるブロードバンドネットワークの維持を支援する仕組みがもしつくられたならば、その活用として、放送コンテンツを流すという選択肢もあるかもしれません。ブロードバンドユニバの議論とも連携して検討する必要があると考えます。

3点目は、地域における放送を維持するための放送制度の検討という点です。本来、放送の多様性を維持することを目的としていた制度は、人口の減少という局面、あるいは、デジタル時代においては、むしろ多様性維持の制約になっている可能性があるかもしれません。マス排をはじめとする従来の制度が適切に機能しているかを確認し、その在り方を検討すべきであると考えます。

それに関連して、実は事務局に要望がございますが、本日御説明は頂いていないんですけれども、参考資料2に、昨年行った放送事業者へのアンケートの結果の概要が示されております。マス排や放送設備の共用化についての要望を伺っていると認識しておりますけれども、非常にコンパクトにまとめられておりますので、逆にコンパクト過ぎて中身が十分よく分からないというところがございます。もう少し具体的な内容とか、あるいは、何社ぐらいから要望があったかとか、具体的な情報を可能な範囲で示していただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【伊東座長代理】

理科大の伊東でございます。私は、学生時代から画像のデータ圧縮方式を専門としてまいりましたので、本日は、そのような立場からも発言させていただきます。

従来の放送では、全ての番組がテレビ受信機まで届けられ、その中から選択するというスタイルが基本でありました。したがって、視聴データが他人に知られることはなく、輻輳やベストエフォートという概念とも無縁でした。最近では、ネット接続されたテレビ受信機が増加し、視聴データの取得が可能になったことから、その取扱いに関して、別の検討会で議論されています。また、約3年前にIP放送の技術基準が策定され、輻輳の評価や対処法につきましても一定程度整理されました。

このように、技術の進展と時代の要請に応じて、放送に対する考え方も少しずつ変化しております。放送は、多くの視聴者に安価にサービス提供するという観点から、地デジのネットワークでは、親局、中継局、ミニサテ等に対して、経済合理性を考慮して、異なった技術基準が適用されています。現在、このミニサテの更新時期が迫ってきており、特にローカル局の費用負担が大きな課題になっておりますが、これをブロードバンドで代替する場合にも、経済合理性に留意し、受信者の数に応じた柔軟な技術基準にするのが適切かと存じます。

次に、キー局から系列各局への番組伝送には、1.5 Gbpsという高速回線での非圧縮伝送が用いられており、相当な伝送費用が発生しているようでございます。適切な画像の圧縮方式を利用するか、あるいは、系列局でマスター機能を1か所に集約して、リモートで編成等の処理をし、完パケをダウンロードすることで、伝送費用の節約も期待されるのではないかと考えます。

最後に、放送においても周波数の有効利用が求められておりますが、現在、その最も有効な手法は、高能率な画像の圧縮方式を採用することです。地デジ等で利用されているMPEG2-Videoは、標準化されてから既に四半世紀が経過しています。一方、4K衛星放送の視聴可能機器は1,000万台を超え、そこで利用されているHEVCは、MPEG2-Videoの約4倍の圧縮効率を実現しますので、地デジの一部のセグメントに対してでもHEVCが適用できるならば、新しいサービス展開が模索できるのではないかと考えられます。

【飯塚構成員】

マルチメディア振興センター、飯塚と申します。よろしく申し上げます。

私は、諸外国のICT分野におきまして、特に電波政策・制度の観点から調査、研究をさせていただいております。

まず初めに、今回の検討に当たりまして、いかに視聴者のニーズや期待に応えて、視聴者の安全・安心を守って、視聴者の利益に資するかという、視聴者の立場を最優先にして考えることが重要であると思っています。その観点から、3点申し上げたいと思います。

1点目は、コンテンツ制作支援に関する点になります。放送の役割には、多様なコンテンツを視聴者に提供することが含まれると考えます。地域や文化の多様性を尊重し、多様な視聴者層に配慮した、良質で卓越した多様なコンテンツを生み出して、作り続けていくということが求められるかと思っています。

欧州におきましては、政府がコンテンツ制作資金を支援したり、政府が大手の放送事業者やネット配信事業者からコンテンツ制作資金として支援金を徴収することが可能になっています。例えば、ラジオ番組の例にはなりますけれども、イギリスですと、商業ベースで資金調達するのが難しい場合におきまして、政府が財政的支援を行う、オーディオコンテンツ基金という制度があります。この基金の運用というのは、非営利の第三者機関が行っておりまして、政府から独立して審査を行い、放送局向けにコンテンツを制作している独立系のプロダクションに対して資金援助をしています。こうした支援を通じまして、多様なコンテンツを生み出していくということは、1つのやり方であるのではないかと考えられます。

2点目は、5Gの活用についてです。現在、5Gが世界的に普及し始めていますけれども、5Gの技術が放送のインフラやサービスを補完できる余地というのは大いにあると考えられます。例えば、ラジオ放送ではありますけれども、イギリスにおきまして、政府の5G開発実証のプロジェクトにおきまして、BBCがスコットランドのオークニー諸島で5Gによるラジオ放送の実証実験を行っています。これらの地域というのは、携帯電話やデジタルラジオのカバレッジが不十分でして、また、FMラジオの電波も受かりにくいということから、5Gを使ってラジオの放送エリアを補完するということが期待されています。このプロジェクトはラジオから始まっておりますけれども、長期的にはテレビへも応用していくことが検討されています。日本におきまして、条件不利地域などにおきまして、5Gなどを代替手段として活用するということは、十分に検討の余地があると考えられます。

3点目は、VR・ARコンテンツの開発環境の整備についてです。欧州におきましては、視聴覚メディアサービス産業を支援するためのアクションプランというものが昨年12月に発表されました。これはメディア産業への投資を促進して、デジタル変革及び脱炭素化を進めて、かつ、視聴者が幅広いコンテンツを享受できるようにするのが目的です。デジタル変革につきましては、没入型のコンテンツ制作や利用において、VR・ARの活用を進めるための開発環境として、公的資金を投じまして、VRメディアラボというものを立ち上げて、これに関連して、VR・ARのエコシス

テムをつくるという目的のために、メディア業界、技術開発者、クリエイターなどからなる、仮想拡張現実産業連合というものが組織されました。このような欧州の取組を踏まえ、VR・ARを使った全く新しい視聴体験の提供に向けて、VR・ARコンテンツの開発環境を共通のプラットフォームとして整備をして、多様なプレーヤーが参画できるような仕組みをつくっていくことも有用ではないかと思われます。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。発言の機会を頂きましてありがとうございます。

今日は、まず奥構成員の御説明を拝聴いたしまして、これまでも放送諸課題検討会などで御説明いただいた一連のプレゼンで奥構成員が予測された方向に確実に動いているということを実感させられました。

特に衝撃を受けたのは、頼りにするメディアの動向について、2018年と2年後の2020年とを比較されているのですけれども、デジタル系へのシフトというのが想像以上に加速していると感じました。

2018年の調査結果を拝見したときは、今の10代が成人するときに心配だから、今からできることをしなくてはならないというふうに考えておりましたけれども、それ以上に早くテレビ離れが進むかもしれません。

今後、コロナ禍が収束すると、広告収入につきましては、V字回復も考えられますけれども、恐らく一時しのぎにしかないように思われます。

今回の放送の在り方についての検討というのは、すなわち、放送局の在り方の検討にもつながっていると思っております。民間事業者の経営戦略については、基本的には他人が口を挟むことではありませんけれども、これまでも御説明のあった放送の高い公共性ゆえに、今後の放送の持続可能性をどこに見出すのか、共に検討することには意義があると思っております。

放送の公共性というのは、単に有限希少な周波数の利用者であるということにとどまらず、自由な言論の結果としての世論形成に影響を及ぼす民主主義の基盤であるからだと思っております。信頼できるコンテンツの発信のために、誠実に真実を取材し、分かりやすく編集し伝えるという、伝統的な役割を持続していただくということが、放送の公共性を貫くということだと思います。また、共通の記憶を同時性を持って共有するために、放送が果たしてきた役割というところにも、公共的な役割というものが見られると思います。

本日配付されている参考資料として、昨年のアンケート結果が示されておりますけれども、確実にコンテンツを視聴者に届けるために、中継局の設備共用を見直したり、それから、その維持管理

について、NHKに協力を求めるなどのアイデアもあるようです。何が放送のサステナビリティと発信力の強化に寄与するのか、この検討会を通じて御一緒に検討してまいりたいと思います。

【奥構成員】

先ほどはありがとうございました。幾つか課題はあると思っています。

1つは、若者対策です。幾つかデータを紹介しましたが、若者はネット経由であれだけの動画コンテンツを既に見ているということです。そして、信頼性という意味でも、頼りにするというメディアとしてネット側にかなりシフトしています。この人たちは、加齢によって今後さらにネット側にシフトを重ねます。放送事業者が国民全体にリーチするためには、若者対策に早めに手を打たないとかなり厳しくなります。

特に広告メディアにおいては、キッズ、ティーンエイジャー、F1（女性20～34歳）、M1（男性20～34歳）といった若年層は重要ターゲット層として捉えられているので、そのグリップ力が弱いということに関しては、非常にまずい状態だと考えます。そういった意味では、彼ら自身が主にネット側の空間でメディア接触しているのであれば、そちら側に放送事業、あるいは放送コンテンツがかなり自由に出ている選択肢を後押しする仕組みがあってしかるべきではないかと考えます。

ネット同時配信が民放各社でスタートします。地区制御はありません。著作権隣接権について、推定許諾制度や手続の簡便化などが今回実現しましたが、基本的には放送と通信は別ものであることは変わりません。そういう意味では、各放送事業者は、自社がライセンスを持っている番組を前提に配信を考えなければなりません。自社制作比率が低いローカル局においては、対象となる番組が多くはありません。難しい状態と感じます。

一方公共性として災害報道を例に挙げると、本来は各エリアにおいて、発災時の状況を詳しく伝えることが地上波には期待されるわけですが、同時配信ではキー局からの番組が配信されることとなります。地デジ化に伴いスタートしたワンセグでは、それぞれのエリアから放送として出されているわけですが、Android端末の数が少なくiPhoneシェアが高いという日本のユニークな状況では、受信できる端末数というのは期待できません。本来は、放送で出すべき情報がネット側にも同じだけ出るような制度設計が必要ではないかということを感じます。

広告費においても、インターネット広告費に4マス由来のものが計上されその拡大に寄与しています。今後ますますインターネット広告費が拡大していく事が予測されますので、そのビジネス領域に入っていくやすい環境や財務体質の堅牢化ということが求められるのではないかと感じます。

【落合構成員】

渥美坂井法律事務所の落合と申します。

私のほうは、これまで金融、医療、交通等も含めて、デジタル化ということに関わってまいりました。総務省の関係では、情報銀行ですとか、AIネットワーク、電気通信事業法などの関係でお世話になっております。私のほうからも意見を述べさせていただきます。

まずは、資料1-2の検討項目の(2)と(3)についてになります。私のほうは、規制改革推進会議の関係で、放送分野にも関わらせていただいておりますが、私のほうで理解する限りでは、直近の2年ほどのテーマというのは、テレビ局の選択肢をいかに確保するかというところにあったと考えております。

同時配信等に関する著作権法改正等の議論について、先ほど奥構成員からも言及があったと思いますが、ネットの時代において、インターネットでの放送配信という選択肢が現実的になるように取り組んだものというふうに認識しておりました。また、設備の共用であったり、それを踏まえた放送局間の連携の推進であったりですとか、NHKによる民間放送事業者のサポートというのも、同様の視点で議論がされていたと考えております。

最終的には、放送事業者が国内でも重要なコンテンツクリエイターであり、日本のコンテンツに関する国際競争力の維持に当たって、安定した経営基盤を持っていただくということが非常に重要なのではないかと考えております。

また、検討項目の(1)や(4)も含めてということになりますけれど、動画配信が全盛となる中で、テレビ局も、総務省のほうでも、従来の放送ネットワークのインフラだけにこだわらない形での事業展開も視野に入れていただきたいと考えております。

インターネット配信における若年層ですとか女性層などの取り込みというのもあると思いますが、こういった部分は、先ほどの御発表にもあったとは思いますが、なかなかテレビ放送の中では訴求ができなくなりつつある面が出てきていると思います。こういった中で、TVer等の同時配信ということで、ネットへの動画配信に移行した層へのアクセスを取り戻していただくということも、できる範囲で行っていただくとするのが重要だと思いますし、このような対応も行うために、この時代に合わせたような効率的で柔軟なインフラに脱皮するための議論というのもできればと思っております。

また、マスメディアの集中排除原則の規制などについても、制度ができた頃には適切な環境整備につながるものであったと考えておりますが、AmazonですとかGoogleなども競合するような環境になってまいりますと、何を目的として、どういう手段が規制として適当なのかというのを、特に民

放の事業者の方々の御要望も踏まえながら検証していくことが必要ではないかと考えております。

動画等の配信に当たっても、やはり放送事業者のような、特に信頼性において、ほかの発信者よりも比較優位にある事業者の活躍というのは、このような時代においても求められるのではないかと考えております。

最後に、重ねてになりますが、放送事業者の現代に合った事業環境の整備というものを通じて、経営の選択肢、事業展開の可能性を確保するための議論というのを進められればと考えており、このように議論が進むことを期待しております。

【瀧構成員】

マネーフォワードの瀧でございます。このたびは、どうぞよろしくようお願い申し上げます。私自身は放送のバックグラウンドがあるという人間ではないですけれども、通信産業でデータやユーザー体験というものを使ったり作ってきたという立場だと思っておりますので、そういう有識者としての貢献が求められていると思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

私から2つ、総論的ですが御意見申し上げます。

1つは、よく言われていることですが、消費者から見たときに、放送と通信というものの境というのは大分溶けてきているということかと思っております。私自身そうですが、テレビ欄を見ることがもうあまりなくなってきていて、ネットで話題になったから、一部のチャンネルを全て1週間分録画するマシンを買って、タイムシフト再生するみたいな使い方になっているんですね。

ある意味、従来のテレビより視聴者が主導的というか、積極的な参加をしているような気もして、いい番組があれば拡散したくなって、ツイートもしますし、そういう意味では、昔マクルーハンさんがテレビはクールなメディアだと言われていたと思うんですけど、もうちょっと前のめりな、ホットなものとして普通のテレビを見るようにもなっているのかなと思っております。

今後、奥構成員の資料にもございましたけれど、どんどん収益が厳しくなっている中で、人口動態的に今よりも市場が2割減、3割減になっていく世界があるときに、私たちが議論することの成果は、ラグを伴って実現しますので、その3割減した世界で何を残していくのかというトピックが問われていると思っております。

どういうテレビの公共的な価値を残して、それをどうユニバーサルに提供していくのかの定義が多分求められているんだと思っておりますし、そのような中で、NHK+さんとか、TVerさんの話題が今日もございましたけれども、片やライバルとして2兆円近い制作費を持っているNetflixみたいな会社がある中で、どう闘っていくのか、残していくのかというところの選択肢を残すというのが、1つ重要なトピックだと思っております。

もう一つは、私は通常は金融サービスの畑の人間でございます。金融に関するイノベーションについてはこの数年間、金融庁さんの取り組みで、同じように縮小する国内金融市場における公共性の残し方において、参考になる動きをされてきているなと思っております。

具体的には、例えば銀行という参入障壁の高い免許業というものがございまして、銀行しか使えない全銀ネットという、銀行の間での送金を取りまとめるシステムがあるわけですがけれども、銀行とか全銀ネットの機能を、こういうものをインターネット系の企業に機能を開放するみたいなことが起きているんですね。

これはやっぱり日本の金融機関というのは、今、ゼロ金利化とか人口減でものすごく収益が、それこそ放送業界よりも厳しいくらいの収入減が起きている中で、一方で信用創造の価値とか決済の価値というのは必ず公共的に必要になるものですので、それを前向きにどう残すかという努力をされているんだと思っております。当然、その間にはいろんな調整コストも伴うものではあるんですけど、金融庁さん自身が一所懸命それを演出されているという状況があるんだと思っております。

全く同じアナロジーが通じる業界ではないことは重々承知しているんですけども、そういう余地は少なからずあるのではないかと思っておりますので、今後の検討会の中で、そのような視点でも貢献できればと思っております。

【長田構成員】

長田でございます。よろしくお願いいたします。

これまでの御説明をいろいろお伺いしながら、放送業界の皆様の御苦勞、大変なんだなということは十分理解させていただきました。スマホなどでの動画配信が伸びているというのは、私の家族についても実感をしているところですがけれども、結構その中には放送コンテンツも随分入っているなというのも、また思っているところなんですけれど、それを一人で見るというパーソナル性みたいなものが、そういうものを求めているという動きもあるのかなとは思っています。

ただ、今回、いろいろ資料や、そして、これまでの構成員の皆様のお話の中にも何度も出てきていますけれども、放送そのものの持っている大切にしなければいけないものという、その価値は失ってはいけないと思っております。

私の個人的なことにはなりますけれども、消費者団体の事務局として就職をした後、最初に取り組んだのが、子供向けのテレビコマーシャルの在り方についてで、民放連さんとずっと話し合いを繰り返し、広告基準の中に子供向けの基準もより深く入れていただいていたという、そういう経験をいたしました。

そういう放送基準そのものをやはり大切に、もしインターネットの世界でまた放送を流していくということになれば、むしろそういう基準を大切に、ネット上の今別にある様々な課題の是正に力を発揮するぐらいの思いで乗り込んでいただければいいのではないかなと思っています。

それと、もう一つ、今回の研究会の1つ大きな課題である、地域のミニサテ局などの部分でのブロードバンドの利用で、これは三友先生をはじめ、林先生、大谷さんも御一緒させていただいているブロードバンドのユニバ化の研究会のところと、ぜひ情報を共有していただきたいです。問題となっている高コストの地域にはブロードバンドは今現在どのくらい提供されているのか、そして、どのくらいの品質のものなのかということも含めて、きちんと突き合わせをしていただきたということ。その上で情報を共有しながら、そのコストを誰がどのように負担していくのかを考える。全てがユニバのコストにかかってくるということになると、あちらの研究会での議論にも影響してくると思いますので、ぜひ一緒に検討していただければいいなと思っております。

【林構成員】

名古屋大学の林と申します。専門は競争法・政策をはじめとする経済法制で、本検討会との関係では、情報インフラの観点から通信・放送法制を研究しております。他の構成員のお話と多々かぶりますけれども、私からは3点申しあげたいと存じます。

1点目は、激変する市場環境に放送がどう対処し、乗り越えていくかという点です。

私も、ブロードバンドの進展・普及とともに、今後、ネット経由のグローバルなコンテンツプレイヤーを交えた、テレビ「画面」の争奪戦になると思っております。アテンションエコノミーにおいては、人々の関心の度合いが経済的価値を持つため、質の高いコンテンツよりもユーザーの関心を引くコンテンツの価値の方が高いこととなりますので、このため、注目は集めるけれども、確かな裏付けのない情報や虚偽の情報、いわゆるフェイクニュースが急速な広がりを見せる要因の一つになったともいわれております。このように、通信・放送の融合の進展が、資本の論理と視聴者のニーズ論だけで進んでいくことに、私は危惧を覚えておまして、参考資料の4では、公共放送の在り方検討分科会における私の発言も引用していただきましたが、そのときにも強調させていただきましたように、常時同時配信のあるべき役割論・機能論を、この検討会でも、しっかり検討すべきだと思っております。またマスメディア集中排除原則なども、沿革的な制度の必要性や重要性は、これまではもちろん存在したわけですが、今のご時世において、その目的と手段が本当に適合的なのかは、本検討会でも折に触れて検討していくべきだと存じます。これに関する議論はこれまで低調だったといわざるをえません。

2点目は、「ソーシャルキャピタル」としての放送の役割についてです。さきほど申し上げたアテンションエコノミーが進展する環境下でも、放送が「社会の基本的情報の共有」といういわばソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしていくためには、安心・安全情報を含む、視聴者から信頼されるコンテンツに経営資源を可能な限り投下していくことが必要であって、そのことは、放送が今後とも表現の自由や健全な民主主義を支えていくことを考えた時、NHKだけでなく、民間放送であっても同じだと思っています。

3点目は、「シビルミニマム」としての放送ネットワークの維持のあり方についてです。今後真に必要なところに経営資源を集中し、その上で地上波放送網を効率的に維持していくためにも、現在の地上・衛星・ケーブルというネットワークを視野に入れつつ、電波伝送設備などの有形固定資産をどのように維持していくかということが重要だと思います。現行電波法上も、無線局の免許人が、無線設備の操作等を外部の組織の無線従事者に委託可能だったかと存じます。例えば海外の事例に見られますように、放送のインフラ機能を一部切り出して、電波送出にかかる業務の一部を他の公益事業者に代行してもらおうといった、一種の「機能分離」が、今後、日本の放送網においても適用できる可能性は今後あるのではないかと思います。NHK等他放送網による一部代替であるとか、5Gや光ファイバ等通信網による一部代替、そのための財政措置や制度改正等を含めて、要は、持続可能な地上放送網、いわば「シビルミニマム」としての地上放送ネットワークのあり方についてこれから議論できればと存じます。長くなりましたが以上です。

【山本龍彦構成員】

慶應大学の山本でございます。専門は憲法学ですけれども、デジタル社会と憲法の関わり、プライバシーですとか、表現の自由などを研究してまいりました。

ネット時代が進んで、また、スマホの所持というのも当たり前になった時代に、情報というのはますます飽和してきているのだと思っております。そういった状況の中では、刺激的で魅惑的なコンテンツ、情報というのがあふれておりますので、なかなかユーザーとしては、1つの場所に座って1つのコンテンツに時間をじっくりかけるということはもったいないとか、ロスだということにもなるようにも思います。

事業者側も、情報があふれている中で、いかに自らのコンテンツにアテンションを向けさせ、時間を使わせるのか、必死になっているという状況だと認識しております。いわゆるアテンションエコノミーということでもあります。

私は、情報空間の全てがアテンションエコノミーに染まっていくというのは、民主主義にとって好ましいことではないのではないかと考えております。アテンションを奪うということに躍起にな

るあまりに、データを用いたユーザーの選好の分析が進んで、リコメンドも詳細化していく。そう
なってきますと、いわゆるフィルターバブルが進んで、それぞれが個別の情報空間に閉じてしまい、
基本情報が行き届かないといったようなことが起こり得るのではないかと。

また、そのエコーチェンバーによる政治的・社会的分断や、アテンションを奪おうとするあまり、
真実かどうかというよりも、刺激的かどうかということが優先されて、フェイクニュースも拡散し
やすくなってくると思います。

さらに、自分の好きな情報だけを摂取し続けると、いわゆる偏食で体を壊す、偏った食事で体
を壊すのと同様に、情報的な健康、インフォメーションヘルスも害するかもしれません。このイン
フォメーションヘルスのためには、信頼できる多様な情報をバランス良く摂取していくということ
も重要になるのではないかと考えております。

私は、このような現状認識の下で、放送の意義、また、信頼できる、ある意味で栄養食、免疫食と
しての特に公共放送、この意義が再確認、場合によっては再定義されなければならないのではない
かと考えております。技術ベースで定義していくのか、内容ベースで定義していくのかというこ
ともあろうかと思っております。

仮にインフォメーションヘルスを守るという意義があるとしても、例えば、本日の資料にもあり
ますように、チューナーレスが進めば、従来の意味におけるテレビは見れなくなる。また、テレビ受
信機を基準として維持する限りは、受信料も取れなくなって、公共放送の財源的な問題も出てくる
のではないかと。こういったことも議論の対象になっていくのではないかなと考えております。

最後ですけれども、放送は、アテンションエコノミーが拡大して、情報空間がいわばカオス化し
ていくという中で、持続可能なものにしていかなければならない。けれども、その方法ですね。例え
ば、プラットフォームとの連携、協力関係ですとか、そういった方法がまさに問われているのだと
思っております。

この検討会でこうした議論を深めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

このほか、以下のような意見交換がなされた。

【大谷構成員】

三友座長のコメントが示唆に富んでいたと思っております。おっしゃっていたソフトランディ
ングとハードランディングの違いというのは、どの辺をイメージしてお話しされているのか、どのく
らいの選択肢をここ数年で想定しなければいけないのかといったことについて、恐らく今後議論が
必要だと思っておりますので、その過程で座長の考える、特にハードというのがどこら辺なのかをお話し

いただけるとありがたいなと思っております。

ちょっと質問のような形で恐縮ですが、以上でございます。

【三友座長】

ありがとうございます。

具体的なイメージを特段、持つわけではありませんが、既に地域における放送が維持困難になる局面に差しかかりつつあると思います。地域の放送事業者は民間企業ですから、場合によっては退出ということもあり得るわけでありまして、それこそ一社しか残らないというような事態が起こり得るかもしれません。あるいは、場合によっては、放送自体がなくなるということもあるかもしれません。ユニバーサルサービスの制約もございますので、そこまで極端な状況にはならないとは思っていますけれども、現状の放送局数が地域において維持できなくなる可能性というのは十分あるわけでありまして、私の基本的な考え方は、地域においてなるべく情報の多様性が確保されることが望ましいと考えております。

なるべく多くの情報源を人々が持つことが重要ではないかと私自身は思っております。

【大谷構成員】 危機感を共有させていただいて、ありがとうございます。

【林構成員】 先ほどの大谷構成員と三友座長とのやり取りの中でのハードランディングの話ともちょっと絡むと思うんですが、放送市場において、放送網を維持していくために、他方で、表現の自由であるとか、意見の多様性を確保していくために、どの程度の事業者数が必要なのかというのは、今後議論の余地があるのではないかと思います。

例えば、通信業界ですと、かつては100を超える事業者が存在したわけですがけれども、再編・統合が進んで、現在は主に4社の寡占市場になったわけで、それがいいかどうかはともかくとして、そういう状況もございますし、それから、先ほど瀧構成員のお話にもありましたように、金融では、地銀では地銀の再編が進んでおり、金融庁もそれを後押ししている状況にあります。今では、これについて独禁法の適用除外法もできているということでもありますので、これはマス排の議論の参考になるかもしれません。もちろん銀行と放送とは業種も異なりますし、地銀とローカル局とではその担っている役割にも種々違いがありますので、地銀再編の議論がそのままローカル局に参照可能であるとは思っていませんが、ただ、今後、放送業界においても、放送網を維持していくために適正な事業者数、あるいは、必要な規模の在り方というのは、1つの思考実験としては、議論していく余地があるのかなと思いました。

また、事務局から本日欠席の森川構成員及び山本隆司構成員の意見が代読された。

【森川構成員】（事務局代読）

放送の将来像と制度の在り方に関する論点（案）、拝見いたしました。これらの論点に関して賛同します。テレビ局といっても規模は様々です。地域のローカル局は視聴者との距離が近く、信頼関係を築くことができるのが強みです。すみ分けをしながら、社会のためにどうあるべきかを整理することが大切だと思います。

また、今回の論点案にもありますが、局を超えたり、系列を超えたりしながら、そうしたインフラコストや販売管理費などのコストを削減する工夫をしていくことも、社会のためのメディアサービス企業として考えていかなければいけない点です。地銀の取組は、先行事例として参考になります。

そして、ブロードバンドがユニバーサル化される時代が将来やって来ます。そのような時代を踏まえて、今から頭の体操をしながら、放送の在り方を考えることができるかと思っています。

テレビの広告媒体価値を引き上げるためには、質が高く信頼できるコンテンツをネットサービスにつなげていくためにはなどといった課題を見据えながら、社会的役割を引き続き果たしていくための枠組みなどに関して、本検討会を通じて議論させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

【山本隆司構成員】（事務局代読）

1つ目、放送ネットワークインフラにつきまして、今後ますます人口減少・高齢化が進行することを前提にして、必要な施設の維持管理が効率的にできる形で更新しないと、後々困る事態になる。地方公共団体の公共インフラの更新についても、同様の事情があり、様々な技術を生かす必要性とともに、設置管理について地方公共団体間の連携の必要性が言われている。

2つ目としまして、放送コンテンツにつきましては、現在のようにインターネットが社会生活上及び技術的に広範に利用されているという条件下で、放送が平常時及び非常時に社会生活上基本となる情報を伝達する役割を果たすというのであれば、インターネット配信を抜きにこうした放送の役割は果たせるのか問われていると思われる。

3点目、放送制度を考える上で、放送秩序の中の多元性・多様性・地域性は重要であるが、情報空間全体の中で、意見・文化の多元性・多様性・地域性に注意を促す放送の役割を維持向上させるという観点も、今後ますます重要になるのではないか。

（9）閉会

事務局から、第2回会合は、12月6日（月）13時～15時に1回目のヒアリングを予定、第3回目は、12月15日（水）14時～16時に2回目のヒアリングをいずれもWEB開催で予定している旨連絡があった。

また、座長から要望があった参考資料2のアンケート結果概要について、事務局から公開範囲を

検討する旨発言があった。

(以上)